

★英語圏主要4カ国ワーキングホリデー制度早わかり表★

Update:2012/6/1

国旗				
国名	オーストラリア	ニュージーランド	カナダ	イギリス
ビザ発給数	発給制限なし (※例年は年間に約8,000名)	発給制限なし (※例年は年間に約1,200名)	6,500 (2012年度定員枠)	1,000 (2012年度募集枠) ★抽選でランダム抽出
受付開始日	通年	通年	通常、12月ごろに募集開始 (年により若干前後する)	2012年1月4日水曜日12時 (正午)から1月6日金曜日12時(正午)までに指定メールアドレスにメール送付
年齢制限	申請日に18歳以上で31歳になっていないこと	日本国籍を持つ18歳から31歳未満の人(31歳の誕生日前日までに申請を済ませておくこと)	日本国籍を持ち、申請書受理時点で18歳以上30歳以下の人(出発日の時点での年齢ではありません)	日本国籍を持ち、18歳～30歳であること(ビザ申請受付時が30歳であれば、31歳での入国が可能)
滞在可能期間	最高12カ月間まで (ただし、1回目のワーホリ期間中にオーストラリア国内で3カ月以上季節労働(農業、林業や漁業など)に従事した人であれば、セカンドワーホリとして滞在期間をさらに12カ月間プラスした2年間まで延長することができる)	初入国日から12カ月間(ビザ発給から12カ月以内に渡航すること) ※1回目のワーホリ期間中に3カ月間農業に従事した場合、さらに3カ月間延長が可能	初入国日から12カ月間(許可通知書の発行日から1年以内に渡航すること)	最長2年間の滞在が可能 (※通常ビザが発給された日から24カ月間有効のビザがもらえる)
就労	同一雇用主のもとで最大6カ月間まで就労が可能	制限なし	制限なし (ただし、事前にカナダで仕事が内定していないこと)	フルタイムの就労が可能(自営業(特定の場合は可)、プロスポーツに関わる仕事、研修医として働くことを除く)
就学	最長4カ月までの就学またはトレーニングが可能	最長6カ月までの就学が可能	最長6カ月間までの就学が可能	可能(一部の学校を除く)
ビザ申請方法	インターネット申請(e-Visa): DIAC事務所ウェブサイト上のフォーマットに必要事項を入力してオンライン申請	インターネット申請(e-Visa): ニュージーランド移民局ウェブサイト上のフォーマットに必要事項を入力してオンライン申請	郵送による申請: ビザ申請受付開始後、発給数上限に達するまで随時受け付け(申請書、証明写真2枚、家族構成フォーム、封筒、パスポートコピーなどが必要)	抽選に通った方には、UK Border Agencyよりメールが送られてくるので、その後、UK Border Agencyホームページより申請必要書類をダウンロードし、提出書類が全て揃ったら、申請者本人がUKビザ申請センターに予約の上、出頭して提出(渡英日の3カ月前から申請受付)
ビザ申請料金	270AUSDル (クレジットカード払いのみ)	無料	12,000円 (2012年6月現在) ※レートにより変動あり	£190 ※2012年度分は未定
健康診断	原則として必要ないが、必要に応じて受診しないといけない場合がある	胸部レントゲン検査が必要(指定病院、指定医師の診断が必要)	原則として必要ないが、必要に応じて受診しないといけない場合がある	なし
航空券	片道航空券でも入国可能(ただし、50万円以上の資金証明を所持していることが望ましい)	片道航空券でも入国可能(ただし、50万円以上の資金証明を所持していることが望ましい)	片道航空券でも入国可能(ただし、カナダ出国に必要な旅費を持っていることを証明する書類が必要)	片道航空券でも入国可能
資金証明	原則として、5,000AUSDル以上あることが望ましい(場合により資金証明を求められることがある)	12カ月間滞在のための十分な資金(4,200NZドル以上)を保持していること	滞在に必要な資金として、最低2,500カナダドル相当額以上を保持していること	本人名義の預金口座に最低1600ポンド相当以上の日本円が入っていること(申請時点で証明が必要)

※上記リストの各情報は、2012年6月1日時点の各国大使館発表の情報であり、これらは予告なく変更されることがあります。

※最新の情報は必ず各国大使館発表の募集要項をご確認いただき、記載事項に異なる点がないかどうか照合してください。

※上記情報により生じたいかなる問題(ビザが取得できなかったなど)に対しては、弊社は一切の責任を負いません。